

(目的)

第1条 この要綱は、多可町で生まれ育った者等が親等をサポートし、親等と協力して生活する目的で、親等と同居若しくは近居するために、多可町あったか家族多世代住宅助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、住宅の新築又は改修を支援し、町内に生活拠点を設けることを促進し、昔ながらの多世代家族の構築を醸成し、優しさあふれる豊かな町づくりの推進を目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有する建築物であつて、専ら自己の居住の用に供するもの（併用住宅にあつては、延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供しているもの）をいう。ただし、別荘等一時的に使用するもの及び賃貸し、販売等営利を目的とするものは除く。
- (2) 新築 新たな住宅を建築することをいう。
- (3) 改修 住宅の増築、改築、修繕、模様替え又は住宅の安全性、耐久性及び居住性を向上させるためのものをいう。
- (4) 工事 新築又は改修することをいう。
- (5) 事業者 工事費等の経費を負担する者をいう。
- (6) 定住 工事した住宅を生活の本拠として居住し、当該住宅の所在地を住所地として5年を超える期間継続して住民基本台帳に記載されることをいう。
- (7) 親等 助成の対象者若しくは配偶者の父母又は祖父母のことをいう。
- (8) 同居 親等と同じ建物に居住することをいう。
- (9) 近居 親等と同一町内の別の建物に居住することをいう。

(助成の対象者)

第3条 助成の対象者は、次に掲げる全ての要件に該当する合計年齢100歳未満の夫婦若しくは50歳未満の者とする。

- (1) 本町を住所地として1年を超える期間継続して住民基本台帳に記載されている親等をサポートし、親等と協力して生活する目的で、同居又は近居をするために、工事し、そこに定住することを誓約する者であること。
 - (2) 工事する住宅の事業者であること。
 - (3) 工事する住宅の事業者が自己の居住の用に供すること。
 - (4) 助成を受けようとする者は、当該の工事について町の他の規程による助成を受けていない、又は受けようとししない者であること。
 - (5) 助成の対象者及び同居又は近居する者の中に市町村税等の滞納がないこと。
- 2 助成金の交付回数は、1回限りとする。この場合において、同一住宅等について複数の助成対象者がある場合は、当該住宅等に係る助成金の交付は、当該対象者のうち1名に限るものとする。

(助成の対象住宅)

第4条 助成金の交付対象となる住宅は、町内で建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に基づいて工事する住宅で、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 工事する住宅の助成の対象となる事業費（消費税及び地方消費税の額を含む。以下「助成対象事業費」という。）が100万円以上であること。ただし、当該建物が併用住宅である場合は、居住部分以外にかかる費用を除くものとする。
- (2) 前号に定める助成対象事業費は、総工事費から、別表1に規定する助成対象外とする工事費（消費税及び地方消費税の額を含む。以下「助成対象外工事費」という。）を控除して得た額とする。
- (3) 工事着手前までに建築工事届又は建築確認申請の手続が完了しているものとする。
(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、別表2に定めるところによる。

(事業の認定申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、工事着手前に次の書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 多可町あったか家族多世代住宅助成事業認定申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (3) 工事見積書の写し
- (4) 工事着手前の写真（全景・工事予定箇所）
- (5) その他、町長が必要と認める書類（別表3）

(事業の認定)

第7条 町長は、前条の規定により申請を受けた場合において、当該申請が適当であると認めるときは多可町あったか家族多世代住宅助成事業認定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により通知するにあたり、必要事項を指示することができる。

(事業費及び工期の変更等)

第8条 前条の規定により認定を受けた者は、当該認定を受けた後に事業費及び工期の変更又は申請を取下げようとするときは、次の書類を町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更を除く。

- (1) 多可町あったか家族多世代住宅助成事業変更（取下げ）承認申請書（様式第4号）
- (2) その他、町長が必要と認める書類（別表4）

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、その結果を多可町あったか家族多世代住宅助成事業変更承認通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第9条 申請者は、工事完了後、速やかに次の書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 多可町あったか家族多世代住宅助成金交付申請書兼請求書（様式第6号）
- (2) 工事した住宅の完成写真
- (3) 工事費の領収証の写し
- (4) その他、町長が必要と認める書類（別表5）

2 前項の申請は、認定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の末日までにしなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(助成金の交付決定等)

第10条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により適正な執行が確認できたときは、多可町あったか家族多世代住宅助成金

交付決定通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 助成金の交付を受けた日から5年を経過するまでの間に取壊し、貸与又は売却したとき。
- (4) 助成金の交付を受けた日から5年を経過するまでの間に転居又は転出したとき。
- (5) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

2 前項第4号の規定にかかわらず、申請者が就労その他やむを得ない事情により転居又は転出した場合であって、助成金交付時点で同居していた配偶者又は子が引き続き当該住宅に居住し、子世帯の定住が継続していると町長が認めるときは、同号の規定はこの限りでない。

3 町長は、第1項の取消しの決定を行った場合には、その旨を多可町あったか家族多世代住宅助成金交付決定取消通知書（様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第12条 町長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、既に助成金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

別表1（第4条関係）

助成対象外工事費	<ol style="list-style-type: none">1 備品及び土地の購入に関する費用2 日常的に居住していない離れ3 併用住宅のうち、店舗及び事務所部分に係る工事の費用4 外構工事に係る費用5 車庫、物置等の設置及び修繕に係る工事の費用6 住宅に組み込まれない移動可能な器具等（ビルトインエアコン、天井灯、フットライト等に関する工事の費用は対象とする。）7 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づく特定家庭用機器廃棄物の処分に要する料金（家電リサイクル料金）8 設計費用及び申請手数料9 その他補助対象工事に関係がないと町長が認める費用
----------	--

別表2（第5条関係）

助成対象事業費	助成金の額
100万円未満	対象外
100万円以上200万円未満	12万円
200万円以上300万円未満	14万円
300万円以上400万円未満	16万円
400万円以上500万円未満	18万円
500万円以上600万円未満	20万円
600万円以上700万円未満	22万円
700万円以上800万円未満	24万円
800万円以上900万円未満	26万円
900万円以上1000万円未満	28万円
1000万円以上	30万円

別表3（第6条関係）

その他必要書類
申請者の戸籍謄本等の写し、申請者の世帯全員の住民票の写し、親等の世帯全員の住民票の写し、申請者・同居者・近居者全員の市町村税等の滞納がないことを証明する書類、建築工事届の写し、建築基準法に基づく確認済証の写し、工事の建物の位置図・平面図・立面図

別表4（第8条関係）

その他必要書類
工事変更見積書の写し、工事の建物の変更平面図及び変更立面図

別表5（第9条関係）

その他必要書類
申請者・同居者・近居者の世帯全員の住民票の写し、工事請負契約書の写し、工事最終見積書の写し